

予 防 編



防 火 管 理 講 習

令和 5 年度全国統一防火標語

「火を消して 不安を消して つなぐ未来」

令和 5 年度危険物安全週間推進標語

「意思つなぐ 連携プレーで 事故防ぐ」

構成市(地域)別防火対象物状況

(令和5年4月1日現在)

用途別			市(地域)別	合 計	関 市						美 濃 市	
					関	洞 戸	板 取	武 芸 川	武 儀	上 之 保		
合 計				5, 501	4, 411	3, 740	83	59	296	143	90	1, 090
1	イ	劇 場 ・ 映 画 館 等		4	4	4						
	ロ	公 会 堂 ・ 集 会 場		151	118	94	1	6	12	4	1	33
2	イ	キャバレー・ナイトクラブの類		1	1	1						
	ロ	遊 戯 場 ・ ダ ン ス ホ ール		8	8	8						
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等										
	ニ	カ ラ オ ケ ボ ッ ク ス 等		2	2	2						
3	イ	待 合 ・ 料 理 店 等		7	6	6						1
	ロ	飲 食 店		80	69	53	6	3	4	2	1	11
4		百 貨 店 ・ マ ー ケ ッ ト 等		199	167	154	1	1	5	5	1	32
5	イ	旅 館 ・ ホ テ ル 等		31	19	14		4			1	12
	ロ	寄 宿 舎 ・ 共 同 住 宅 等		803	722	699	2	4	14		3	81
6	イ	(1)	病 院 (※ 1)	2	1	1						1
		(2)	診 療 所 (※ 2)									
		(3)	有 床 助 産 所 等 (※ 3)	3	2	2						1
		(4)	無 床 診 療 所 ・ 無 床 助 産 所	47	36	30	1		3	2		11
	ロ	(1)	老 人 短 期 入 所 施 設 等	43	37	29	3		3	2		6
		(2)	救 護 施 設									
		(3)	乳 児 院									
		(4)	障 害 児 入 所 施 設	3	3	3						
		(5)	障 害 者 支 援 施 設 等	14	13	10			3			1
	ハ	(1)	老人デイサービスセンター等	29	21	15	1	1	4			8
		(2)	更 生 施 設									
		(3)	助 産 施 設 ・ 保 育 所 等	33	26	19	1		4	1	1	7
		(4)	児 童 発 達 支 援 セ ン タ ー 等	11	8	7			1			3
		(5)	身体障害者福祉センター等	33	32	24			6	2		1
	ニ	幼 稚 園 ・ 特 別 支 援 学 校 等		16	16	15			1			
7		小 ・ 中 ・ 高 ・ 大 学 校 等		166	129	106	4		9	7	3	37
8		図 書 館 ・ 博 物 館 等		19	14	10	1	1	1		1	5
9	イ	蒸 気 浴 場 ・ 熱 気 浴 場 等										
	ロ	イ 以 外 の 公 衆 浴 場		4	4	1		1	1		1	
10		車 両 の 停 車 場		2	2	2						
11		神 社 ・ 寺 院 等		136	93	62	5	6	11	1	8	43
12	イ	工 場 ・ 作 業 場		1, 548	1, 212	988	18	3	122	47	34	336
	ロ	映 画 ス タ ジ オ										
13	イ	自 動 車 車 庫 又 は 駐 車 場		62	40	32	3	1	3		1	22
	ロ	飛 行 機 等 の 格 納 庫										
14		倉 庫		753	594	493	9	1	45	35	11	159
15		そ の 他 の 事 業 場		740	584	491	20	20	23	19	11	156
16	イ	特 定 複 合 用 途 対 象 物		314	247	215	4	7	9	9	3	67
	ロ	イ 以 外 の 複 合 用 途 対 象 物		215	176	149	3		12	5	7	39
17		重 要 文 化 財		22	5	1				2	2	17

※1 次のいずれにも該当する病院

(i) 診療科名中に特定診療科名(内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう)を有すること。

(ii) 医療法に規定する療養病床又は一般病床を有すること。

※2 次のいずれにも該当する診療所

(i) 診療科名中に特定診療科名を有すること。

(ii) 4人以上の患者を入院させるための施設を有すること。

※3 (1)以外の病院、(2)以外の診療所を含む。

構成市(地域)別防火管理者選任状況(甲種防火管理者)

(令和5年4月1日現在)

市(地域)別 用途別			合 計	関 市																美濃市	
				関				洞戸		板取		武芸川		武儀		上之保					
				8 条 対 象 物	届 出 済 対 象 物	8 条 対 象 物	届 出 済 対 象 物	8 条 対 象 物	届 出 済 対 象 物	8 条 対 象 物	届 出 済 対 象 物	8 条 対 象 物	届 出 済 対 象 物	8 条 対 象 物	届 出 済 対 象 物	8 条 対 象 物	届 出 済 対 象 物	8 条 対 象 物	届 出 済 対 象 物		
合 計			774	758	625	610	515	500	18	18	16	16	40	40	25	25	11	11	149	148	
1	イ	劇 場 ・ 映 画 館 等	2	2	2	2	2	2													
	ロ	公 会 堂 ・ 集 会 場	41	41	25	25	20	20	1	1	1	1	1	1	2	2			16	16	
2	イ	キャバレー・ナイトクラブの類	1	1	1	1	1	1													
	ロ	遊 戯 場 ・ ダ ン ス ホール	8	8	7	7	7	7											1	1	
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等																			
3	ニ	カ ラ オ ケ ボ ッ ク ス 等	2	2	2	2	2	2													
	イ	待 合 ・ 料 理 店 等	6	6	6	6	6	6													
4	ロ	飲 食 店	20	20	19	19	14	14	2	2	1	1	1	1	1	1			1	1	
		百 貨 店 ・ マーケッ ト 等	97	97	84	84	74	74	1	1			4	4	5	5			13	13	
5	イ	旅 館 ・ ホ テ ル 等	22	22	14	14	8	8			4	4			1	1	1	1	8	8	
	ロ	寄 宿 舎 ・ 共 同 住 宅 等	50	47	40	37	40	37											10	10	
6	イ	(1)病 院 (※ 1)	2	2	1	1	1	1											1	1	
		(2)診 療 所 (※ 2)																			
		(3)有床助産所等 (※ 3)	1	1	1	1	1	1													
		(4)無床診療所・無床助産所	4	4	4	4	2	2	1	1					1	1					
	ロ	(1)老人短期入所施設等	34	34	29	29	23	23	2	2			2	2	2	2			5	5	
		(2)救 護 施 設																			
		(3)乳 児 院																			
		(4)障 害 児 入 所 施 設	1	1	1	1	1	1											1	1	
		(5)障 害 者 支 援 施 設 等	7	7	6	6	5	5					1	1					1	1	
	ハ	(1)老人デイサービスセンター等	12	12	10	10	7	7	1	1	1	1	1	1					2	2	
		(2)更 生 施 設																			
		(3)助産施設・保育所等	25	25	19	19	14	14	1	1			2	2	1	1	1	1	6	6	
		(4)児童発達支援センター等	2	2	2	2	2	2													
		(5)身体障害者福祉センター等	8	8	8	8	7	7					1	1							
	ニ	幼稚園・特別支援学校等	9	9	9	9	8	8					1	1							
7		小・中・高・大学校等	45	45	36	36	27	27	2	2			4	4	2	2	1	1	9	9	
8		図 書 館 ・ 博 物 館 等	7	6	2	2	1	1					1	1					5	4	
9	イ	蒸気浴場・熱気浴場等																			
	ロ	イ 以 外 の 公 衆 浴 場	4	4	4	4	1	1			1	1	1	1			1	1			
10		車 両 の 停 車 場																			
11		神 社 ・ 寺 院 等	28	27	23	22	15	14	1	1	1	1	4	4	1	1	1	1	5	5	
12	イ	工 場 ・ 作 業 場	100	97	80	77	70	67	3	3			6	6	1	1			20	20	
	ロ	映 画 ス タ ジ オ																			
13	イ	自動車車庫又は駐車場																			
	ロ	飛 行 機 等 の 格 納 庫																			
14		倉 庫	5	4	5	4	5	4													
15		そ の 他 の 事 業 場	70	68	54	52	43	41	1	1	3	3	4	4	2	2	1	1	16	16	
16	イ	特 定 複 合 用 途 対 象 物	143	140	116	113	96	93	2	2	4	4	6	6	4	4	4	4	27	27	
	ロ	イ以外の複合用途対象物	17	15	15	13	12	10							2	2	1	1	2	2	
17		重 要 文 化 財	1	1															1	1	

※1 次のいずれにも該当する病院

(i) 診療科名中に特定診療科名(内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう)を有すること。

(ii) 医療法に規定する療養病床又は一般病床を有すること。

※2 次のいずれにも該当する診療所

(i) 診療科名中に特定診療科名を有すること。

(ii) 4人以上の患者を入院させるための施設を有すること。

※3 (1) 以外の病院、(2) 以外の診療所を含む。

構成市(地域)別防火管理者選任状況(乙種防火管理者)

(令和5年4月1日現在)

市(地域)別 用途別			合 計		関 市														美濃市		
					関		洞戸		板取		武芸川		武儀		上之保						
			8 条 対 象 物	届 出 済 対 象 物	8 条 対 象 物	届 出 済 対 象 物	8 条 対 象 物	届 出 済 対 象 物	8 条 対 象 物	届 出 済 対 象 物	8 条 対 象 物	届 出 済 対 象 物	8 条 対 象 物	届 出 済 対 象 物	8 条 対 象 物	届 出 済 対 象 物	8 条 対 象 物	届 出 済 対 象 物	8 条 対 象 物	届 出 済 対 象 物	
合 計			200	174	161	135	140	114	5	5	7	7	6	6	3	3			39	39	
1	イ	劇 場 ・ 映 画 館 等																			
	ロ	公 会 堂 ・ 集 会 場	5	5	5	5	4	4							1	1					
2	イ	キャバレー・ナイトクラブの類																			
	ロ	遊 戯 場 ・ ダ ン ス ホール																			
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等																			
3	ニ	カ ラ オ ケ ボ ッ ク ス 等																			
	イ	待 合 ・ 料 理 店 等																			
4	ロ	飲 食 店	66	58	57	49	49	41	3	3	2	2	2	2	1	1			9	9	
		百 貨 店 ・ マーケット等	40	34	32	26	31	25	1	1									8	8	
5	イ	旅 館 ・ ホ テ ル 等	2	2	2	2					2	2									
	ロ	寄 宿 舎 ・ 共 同 住 宅 等	2	1	2	1	2	1													
6	イ	(1) 病 院 (※ 1)																			
		(2) 診 療 所 (※ 2)																			
		(3) 有床助産所等 (※ 3)																			
		(4) 無床診療所・無床助産所																			
	ロ	(1) 老人短期入所施設等																			
		(2) 救 護 施 設																			
		(3) 乳 児 院																			
		(4) 障 害 児 入 所 施 設																			
		(5) 障 害 者 支 援 施 設 等																			
	ハ	(1) 老人デイサービスセンター等	5	5	3	3	3	3											2	2	
		(2) 更 生 施 設	1	1	1	1								1	1						
		(3) 助産施設・保育所等	1	1	1	1	1	1													
		(4) 児童発達支援センター等	3	2	2	1	2	1											1	1	
		(5) 身体障害者福祉センター等	2	2	2	2	1	1							1	1					
	ニ	幼稚園・特別支援学校等	1	1	1	1	1	1													
7		小・中・高・大学校等																			
8		図 書 館 ・ 博 物 館 等	4	4	4	4	2	2	1	1	1	1									
9	イ	蒸気浴場・熱気浴場等																			
	ロ	イ 以 外 の 公 衆 浴 場																			
10		車 両 の 停 車 場																			
11		神 社 ・ 寺 院 等	13	12	5	4	5	4											8	8	
12	イ	工 場 ・ 作 業 場																			
	ロ	映 画 ス タ ジ オ																			
13	イ	自動車車庫又は駐車場																			
	ロ	飛 行 機 等 の 格 納 庫																			
14		倉 庫																			
15		そ の 他 の 事 業 場	21	17	15	11	12	8			2	2	1	1					6	6	
16	イ	特 定 複 合 用 途 対 象 物	30	25	28	23	26	21					2	2					2	2	
	ロ	イ以外の複合用途対象物	2	2															2	2	
17		重 要 文 化 財	2	2	1	1	1	1											1	1	

※ 1 次のいずれにも該当する病院

(i) 診療科名に特定診療科名(内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう)を有すること。

(ii) 医療法に規定する療養病床又は一般病床を有すること。

※ 2 次のいずれにも該当する診療所

(i) 診療科名に特定診療科名を有すること。

(ii) 4人以上の患者を入院させるための施設を有すること。

※ 3 (1) 以外の病院、(2) 以外の診療所を含む。

構成市(地域)別建築確認申請事務処理状況

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

市(地域)別 用途別			合 計	関 市						美 濃 市
				関	洞 戸	板 取	武 芸 川	武 儀	上 之 保	
合 計			480	389	374			15		91
1	イ	劇 場 ・ 映 画 館 等								
	ロ	公 会 堂 ・ 集 会 場	1							1
2	イ	キャバレー・ナイトクラブの類								
	ロ	遊 戯 場 ・ ダ ン ス ホ ー ル								
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等								
	ニ	カ ラ オ ケ ボ ッ ク ス 等								
3	イ	待 合 ・ 料 理 店 等								
	ロ	飲 食 店	2	1	1					1
4		百 貨 店 ・ マ ー ケ ッ ト 等	12	9	9					3
5	イ	旅 館 ・ ホ テ ル 等	2	2	2					
	ロ	寄 宿 舎 ・ 共 同 住 宅 等	9	7	7					2
6	イ	(1) 病 院 (※ 1)								
		(2) 診 療 所 (※ 2)								
		(3) 有 床 助 産 所 等 (※ 3)								
		(4) 無 床 診 療 所 ・ 無 床 助 産 所	1	1	1					
	ロ	(1) 老 人 短 期 入 所 施 設 等								
		(2) 救 護 施 設								
		(3) 乳 児 院								
		(4) 障 害 児 入 所 施 設	1	1	1					
		(5) 障 害 者 支 援 施 設 等								
	ハ	(1) 老人デイサービスセンター等	1	1	1					
		(2) 更 生 施 設								
		(3) 助 産 施 設 ・ 保 育 所 等	3	3	3					
		(4) 児 童 発 達 支 援 セ ン タ ー 等	1	1	1					
		(5) 身 体 障 害 者 福 祉 セ ン タ ー 等								
	ニ	幼 稚 園 ・ 特 別 支 援 学 校 等								
7		小 ・ 中 ・ 高 ・ 大 学 校 等	1							1
8		図 書 館 ・ 博 物 館 等								
9	イ	蒸 気 浴 場 ・ 熱 気 浴 場 等								
	ロ	イ 以 外 の 公 衆 浴 場								
10		車 両 の 停 車 場								
11		神 社 ・ 寺 院 等	2	2	2					
12	イ	工 場 ・ 作 業 場	30	21	21					9
	ロ	映 画 ス タ ジ オ								
13	イ	自 動 車 車 庫 又 は 駐 車 場	1	1	1					
	ロ	飛 行 機 等 の 格 納 庫								
14		倉 庫	19	13	11			2		6
15		そ の 他 の 事 業 場	19	16	14			2		3
16	イ	特 定 複 合 用 途 対 象 物	3	3	3					
	ロ	イ 以 外 の 複 合 用 途 対 象 物	1	1	1					
17		重 要 文 化 財								
一般住宅・その他			371	306	295			11		65

※1 次のいずれにも該当する病院

(i) 診療科名中に特定診療科名(内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう)を有すること。

(ii) 医療法に規定する療養病床又は一般病床を有すること。

※2 次のいずれにも該当する診療所

(i) 診療科名中に特定診療科名を有すること。

(ii) 4人以上の患者を入院させるための施設を有すること。

※3 (1)以外の病院、(2)以外の診療所を含む。

用途別消防用設備等設置検査状況

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

設備別 用途別			消 火 設 備				警 報 設 備			避難設備		そ の 他
			消 火 器	屋 設 内 消 火 栓 備	ス ラ ー プ リ ン ク 備	そ の 他	自 知 動 火 災 報 備	非 設 常 警 報 備	そ の 他	誘 導 灯	避 難 器 具	
合 計			72	12	6	12	122	46	7	43	8	1
1	イ	劇 場 ・ 映 画 館 等					1					
	ロ	公 会 堂 ・ 集 会 場	1				1			1		
2	イ	キャハレ・ナイトクラブ等の類										
	ロ	遊 戯 場 ・ ダ ン ス ホ ー ル								1		
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等										
3	ニ	カ ラ オ ケ ボ ッ ク ス 等										
	イ	待 合 ・ 料 理 店 等	1				1			1	1	
4	ロ	飲 食 店	1				2			1		
		百 貨 店 ・ マ ー ケ ッ ト 等	13		2	2	13	6		7		
5	イ	旅 館 ・ ホ テ ル 等	1	1			1	1	1	1	1	
	ロ	寄 宿 舎 ・ 共 同 住 宅 等	18				4				1	
6	イ	(1) 病 院 (※ 1)										
		(2) 診 療 所 (※ 2)										
		(3) 有 床 助 産 所 等 (※ 3)										
		(4) 無 床 診 療 所 ・ 無 床 助 産 所						1				
	ロ	(1) 老 人 短 期 入 所 施 設 等	1		1		2		1	1		
		(2) 救 護 施 設										
		(3) 乳 児 院										
		(4) 障 害 児 入 所 施 設										
		(5) 障 害 者 支 援 施 設 等										
	ハ	(1) 老 人 デ イ サ ー ビ ス セ ン タ ー 等										
		(2) 更 生 施 設										
		(3) 助 産 施 設 ・ 保 育 所 等	1			1	1		1	3		
		(4) 児 童 発 達 支 援 セ ン タ ー 等	1				1			1		
		(5) 身 体 障 害 者 福 祉 セ ン タ ー 等	4	1			4		1	3		
	ニ	幼 稚 園 ・ 特 別 支 援 学 校 等										
7		小 ・ 中 ・ 高 ・ 大 学 校 等					12	2	1	1	4	
8		図 書 館 ・ 博 物 館 等						2				
9	イ	蒸 気 浴 場 ・ 熱 気 浴 場 等										
	ロ	イ 以 外 の 公 衆 浴 場										
10		車 両 の 停 車 場										
11		神 社 ・ 寺 院 等						1				
12	イ	工 場 ・ 作 業 場	13	10	1	6	48	19	1	11		
	ロ	映 画 ス タ ジ オ										
13	イ	自 動 車 車 庫 又 は 駐 車 場					1					
	ロ	飛 行 機 等 の 格 納 庫										
14		倉 庫	9			3	10	7		3		
15		そ の 他 の 事 業 場	7				7	1		3		1
16	イ	特 定 複 合 用 途 対 象 物	1		2		12	2	1	5	1	
	ロ	イ 以 外 の 複 合 用 途 対 象 物					1	2				
17		重 要 文 化 財						2				

- ※1 次のいずれにも該当する病院
 (i) 診療科名中に特定診療科名(内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう)を有すること。
 (ii) 医療法に規定する療養病床又は一般病床を有すること。
 ※2 次のいずれにも該当する診療所
 (i) 診療科名中に特定診療科名を有すること。
 (ii) 4人以上の患者を入院させるための施設を有すること。
 ※3 (1)以外の病院、(2)以外の診療所を含む。

火災予防条例等関係届出状況

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

届 出 区 分	件 数	届 出 区 分	件 数
防火対象物使用開始届	45	火災とまぎらわしい行為届	258
炉 設 置 届		煙火打ち上げ・仕掛け届	2
厨房設備設置届		催し物開催届	47
温風暖房機設置届	1	水道断減水届	4
ボイラー設置届	17	道路工事届	672
給湯湯沸設備設置届	3	指定洞道等届	
乾燥設備設置届	1	少量危険物貯蔵取扱届	47
サウナ設備設置届	2	指定可燃物貯蔵取扱届	10
ヒートポンプ冷暖房機設置届	2	圧縮アセチレンガス等貯蔵取扱届	57
火花を生ずる設備設置届		防火管理者選解任届	206
放電加工機設置届	1	消防計画作成届	269
発電設備設置届	12	消防訓練実施届	1,035
変電設備設置届	33	消防用設備等着工届	160
蓄電池設備設置届	7	消防用設備等設置届	294
ネオン管灯設備設置届		消防用設備等点検結果報告	1,609
水素ガス充填気球設置届		合 計	4,794

指定数量別危険物施設状況

(令和5年4月1日現在)

製造所等の別	合 計	製 造 所	貯 蔵 所							取 扱 所			
			屋 内	屋 外 タンク	屋 内 タンク	地 下 タンク	簡 易 タンク	移 動 タンク	屋 外	給 油 営業用	油 自 家用	販 売	一 般
合 計	552	6	88	42	17	123	2	83	22	47	30	1	91
5 倍 以 下	247		45	10	10	49	2	65	12		5		49
5倍 ～ 10倍以下	125		29	9	7	38		5	9		2	1	25
10倍 ～ 50倍以下	109	4	10	17		30		12	1		21		14
50倍 ～100倍以下	20	1	2	6		1		1		4	2		3
100倍 ～150倍以下	17					4				13			
150倍 ～200倍以下	13		2			1				10			
200倍～1,000倍以下	21	1								20			

構成市(地域)別危険物施設状況

(令和5年4月1日現在)

製造所等の別 市(地域)別	合 計	製 造 所	貯 蔵 所							取 扱 所			
			屋 内	屋 外 タン ク	屋 内 タン ク	地 下 タン ク	簡 易 タン ク	移 動 タン ク	屋 外	給 油		販 売	一 般
										営 業 用	自 家 用		
合 計	552	6	88	42	17	123	2	83	22	47	30	1	91
関 市	406	5	63	30	9	89	2	58	19	36	26	1	68
関	355	5	59	26	6	73	2	53	19	28	24	1	59
洞 戸	6			1						2			3
板 取	12			1	1	6		2		1			1
武芸川	24		3	2		8		3		2	2		4
武 儀	5		1		1	1				1			1
上之保	4				1	1				2			
美濃市	146	1	25	12	8	34		25	3	11	4		23

危険物施設許可・検査・届出状況

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

製造所等の別	合 計	製 造 所	貯 蔵 所							取 扱 所			
			屋 内	屋 外 タン ク	屋 内 タン ク	地 下 タン ク	簡 易 タン ク	移 動 タン ク	屋 外	給 油		販 売	一 般
										営 業 用	自 家 用		
設 置 許 可	6							4		1			1
同上完成検査	5							5					
変 更 許 可	49	7								21	1		20
同上完成検査	44	5								20			19
仮使用承認	46	7								20			19
廃 止 届	18			2		7		4		3			2
譲渡引渡届	0												
保安監督者選解任届	23		9	3		3				4			4
立入検査(法第16条の5)	141	1	12	9	8	24		50	1	17	3		16

危険物仮貯蔵・仮取扱及びタンク検査状況

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

区分	危政令関係（危険物施設等）						条例関係（少量危険物等）		
	仮貯蔵	仮取扱	水 張 検 査		水 圧 検 査		水張検査	水 圧 検 査	
			1万 ^{リットル} 以下	1万 ^{リットル} ～ 100万 ^{リットル} 以下	1万 ^{リットル} 以下	1万 ^{リットル} ～ 100万 ^{リットル} 以下	1万 ^{リットル} 未満	600 ^{リットル} 以下	600 ^{リットル} 超え
件数		3	48				2		

火薬類許可・保安検査状況

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

区 分	件 数
火工品譲受許可	
火薬類譲受許可	
火薬類譲受許可 2 5 kg未満	
煙火消費許可	16
火薬庫保安検査	1

火 薬 類 立 入 検 査 状 況

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

区 分	件 数
販売業者	3
消 費（碎石等）	
消 費（煙火）	15
火 薬 庫（3級）	1
庫外貯蔵所	1

高圧ガス関係事業所数

(令和5年4月1日現在)

適用法令別 業 種 別		合 計	一 般	液 石	一 般 ・ 液 石	冷 凍
製造所	第1種	9	3	4	1	1
	第2種	61	33	3	3	22
貯蔵所	第1種	11	2	6	3	
	第2種	24	20	1	3	
販売事業者		61	34	26		1
特定高圧ガス消費事業所		15	2	13		
工業用液化石油ガス消費設備		71		71		

高圧ガス許可・完成検査・保安検査状況

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

適用法令別 許可・完成検査・保安検査		合 計	一 般	液 石	一 般 ・ 液 石	冷 凍
製造所	設置許可					
	設置完成検査					
	変更許可					
	変更完成検査					
貯蔵所	設置許可					
	設置完成検査					
	変更許可	1		1		
	変更完成検査	1		1		
保安検査		4	2	2		

高圧ガス関係事業所立入検査状況

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

適用法令別 業 種 別		合 計	一 般	液 石	一 般 ・ 液 石	冷 凍
製造所	第1種	6	2	3		1
	第2種	8	5			3
貯蔵所	第1種	2	1		1	
	第2種	8	7	1		
販売事業者		18	11	7		
特定高圧ガス消費事業所		5	1	4		
工業用液化石油ガス消費設備		4		4		

液化石油ガス関係事業者数

(令和5年4月1日現在)

区 分	件 数
液化石油ガス販売登録事業者	20
認定保安機関	19
認定液化石油ガス販売事業者	
許可貯蔵施設	4
特定供給設備	14
特定液化石油ガス設備工事事業者	31

液化石油ガス許可・完成検査・保安機関認定状況

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

区 分	件 数
販売事業登録	
保安機関認定	
保安機関認定更新	
貯蔵施設・特定供給設備	設置許可
	変更許可
	設置完成検査
	変更完成検査

液化石油ガス関係事業者立入検査状況

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

区 分	件 数
販売事業者	6
保安機関	6
貯蔵施設	1
特定供給設備	4
特定液化石油ガス設備工事事業者	8